

公益通報関係事項の公表（北上市）

2 主な内容等（受理したもの）※平成28年度分

年度	概要	結果
平成28	北上市の固定資産税において、木造家屋の価格(減価)が、固定資産評価基準に合わない方法で決定されている。	次のとおり調査結果を通報者へ通知し、対応を完了した。 1 市町村合併に伴う固定資産税の取扱合意(平成3年度)に基づき、4つの固定資産評価基準のうち1区分を用いて課税をしている。 2 適正な時価評価に対する他市町村の動向等を踏まえ、平成27年度課税より平成21年度以降の新築住宅について、固定資産評価基準表の適用区分どおり(4区分)とする見直しを実施している。